

◎新潟県告示第62号

港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の11第6項の規定に基づき、国際拠点港湾における埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同条第8項の規定により当該申請の内容を公衆の縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第11条の6第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該申請の内容について利害関係を有する者は、縦覧期間満了までの間に、港湾管理者に意見書を提出することができる。

平成26年1月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請者の商号及び本店の所在地

(1) 商号

株式会社新潟国際貿易ターミナル

(2) 本店の所在地

新潟県新潟市北区横土居3228番地2

2 運営計画の概要

(1) 埠頭群において施設を提供する時間

午前零時から午後12時まで

(2) 建設又は改良を行う特定荷さばき施設

該当なし

(3) 埠頭群の運営の体制に関する事項

役員15人及び職員9人を置くこと。

3 縦覧の期間

本公告の日から平成26年2月3日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

4 意見書の提出方法等

(1) 提出方法

書面を持参又は郵送して行うこと。

(2) 提出期限

縦覧期間が終了する平成26年2月3日午後5時15分までに必着

(3) 提出場所

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁（交通政策局港湾振興課）

(4) 記載要領

ア 意見書提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見書提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。

イ 意見は、日本語により記載すること。